

令和 6 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会  
9 月 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 9 月 1 0 日 開 会

令和 6 年 1 0 月 1 1 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会会議録目次

第1号（9月10日）

○議事日程	4
○会議に付した事件	4
○出欠席議員	4
○説明のために出席した者	4
会 議	
○開会・開議	5
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6
○日程第 2 会期の決定	6
○日程第 3 管理者提案理由の説明	6
○日程第 4 認定第 1 号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計歳入歳出決算認定について	7
○日程第 5 議案第11号 令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計補正予算（第1号）について	18
○日程第 6 議員の派遣について	21
○散 会	22

第2号（10月11日）

○議事日程	24
○会議に付した事件	24
○出欠席議員	24
○説明のために出席した者	24

会 議

○開 議	25
○日程第 1 認定第 1 号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計歳入歳出決算認定について	25
○閉 会	30

第 1 日

令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会会議録(第1号)

令和6年9月10日(火曜日)

○議事日程

令和6年9月10日 午後1時30分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 管理者提案理由の説明

日程第4 認定第1号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第11号 令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について

日程第6 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(11名)

1番 林 義 浩 君	2番 川 上 秀 範 君
3番 田 代 耕 一 君	5番 勝間田 幹 也 君
7番 牧 野 恵 一 君	8番 永 井 誠 一 君
10番 藺 田 豊 造 君	11番 神 野 義 孝 君
12番 臼 井 光 昭 君	13番 小 林 恵美子 君
14番 鈴 木 豊 君	

○欠席議員(1名)

6番 石 原 和 美 君

○説明のため出席した者

管 理 者	勝 又 正 美 君
副 管 理 者	込 山 正 秀 君
副 管 理 者	田 代 明 人 君
会 計 管 理 者	勝間田 守 正 君
事 務 局 長	鎌 野 武 君
消 防 長	外 山 貴 彦 君
庶 務 課 長	梶 茂 樹 君
庶 務 課 技 監	池 田 浩 一 君
事務局次長兼資源循環課長	佐 藤 修 一 君
事務局次長兼衛生センター所長	三 輪 徹 君

消防次長兼消防総務課長	芹澤良信君
予防課長	伊倉博一君
警防課長	三改木辰也君
通信指令課長	小澤秀宗君
救急課長	井上博昭君
御殿場消防署長	野木幹雅君
小山消防署長	杉本敏行君
御殿場市副市長	良知淳子君
御殿場市企画戦略部長	沓間信幸君
御殿場市総務部長	小林和樹君
小山町副町長	室伏博行君
小山町企画総務部長	長田忠典君
小山町くらし環境課長	鈴木新一君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	加藤貴大
庶務課総務スタッフ主幹	竹内みずほ
庶務課総務スタッフ主任	勝又良太
庶務課総務スタッフ副主任	曾根綾乃

○議長（小林恵美子君）

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（小林恵美子君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（小林恵美子君）

この際、諸般の報告をいたします。6番 石原和美議員から、所用のため本日の会議を欠席する旨、届出がありましたので報告いたします。

○議長（小林恵美子君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第1号）、管理者提案理由説明書及び資料6、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に、議員各位に配付済みであります。

○議長（小林恵美子君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、11番 神野義孝議員、12番 臼井光昭議員、以上2名を指名いたします。

○議長（小林恵美子君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和6年9月定例会の会期は、本日9月10日から10月11日までの32日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、令和6年9月定例会の会期は、32日間と決定いたしました。

○議長（小林恵美子君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました認定第1号、議案第11号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、決算案1件、予算案1件の計2件でございます。

以下、議案番号に従い、順次御説明申し上げます。

それでは、認定第1号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

一般会計の決算概況は、歳入歳出予算38億3,418万円余に対しまして、歳入総額が37億164万円余、歳出総額が35億9,452万円余となっており、歳入歳出差引額は1億712万円余となっております。

歳入歳出差引額から令和6年度への繰越事業に充当する財源28万円余を差し引いた実質収支額は1億684万円余となりました。

予算の執行状況につきましては、歳出から申し上げます。

歳出の内訳は、82.7%に当たる29億7,279万円余が人件費、物件費等の消費的経費でございます。また、9.6%に当たる3億4,333万円余が投資的経費で、小山消防署建設事業費等でございます。その他の経費は7.7%で、2億7,839万円余でございます。

歳入の主なものにつきましては、市・町の負担金が全体の80.4%に当たる29億7,461万円余、使用料及び手数料が2億6,357万円余、国庫支出金が212万円余、県支出金が3,173万円余、繰越金が1億3,822万円余、組合債が1億750万円、基金繰入金が2,000万円となっております。その他は、財産運用収入、組合預金利子及び雑入で1億6,387万円余でございます。

次に、議案第11号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について」申し上げます。

今回の補正額は5,000万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ42億3,900万円となります。

補正の背景、要因といたしましては、前年度繰越金の精算並びに当初予算編成後の状況変化により必要となりました予算の措置をするものでございます。

歳出は、総務管理費の基金積立金の増額を行うものでございます。

歳入は、令和5年度の決算確定に伴う繰越金の増額でございます。

分担金及び負担金につきましては、繰越金から今回の補正事項に係る増額分を差し引いた4,684万2,000円を減額するものでございます。また、事業の進捗などにより、債務負担行為の追加を行うものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりといたします。慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林恵美子君）

日程第4 認定第1号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

この際、あらかじめ御了承願います。

決算の審議については、本日は当局からの説明のみとし、質疑については、来る10月11日の本会議において行いたいと思いますので御了承ください。

○議長（小林恵美子君）

それでは当局から決算の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました認定第1号について御説明いたします。

資料1、議案書の1ページをお開きください。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて認定に付すものでございます。

それでは、決算の概要につきまして御説明いたしますので、資料3、決算附属資料の1ページをお開きください。

1、一般会計決算概況を御覧ください。

この表は、令和5年度と令和4年度の決算概況を併記しておりますが、令和5年度につきまして御説明いたします。

1の歳入総額は、前年度比6.6%増の37億164万円余、2の歳出総額は、前年度比7.8%増の35億9,452万円余で、3の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支につきましては、前年度比22.5%減の1億712万円余となりました。

4の翌年度へ繰り越すべき財源が28万円余で、これにより、5の実質収支額は、前年度比20.9%減の1億684万円余となりました。

6の単年度収支額は、令和5年度の実質収支額から令和4年度の実質収支額を差し引いた額で、6,474万円余のマイナスとなりました。

7から9の積立金、繰上償還金、積立金取崩額については該当がなく、よって、10の実質単年度収支額は、6の単年度収支額と同額となります。

次に、2の市町の負担金の状況ですが、(1)の負担金対象人口及び(2)の項目別負担割合に基づき、(3)の項目別決算額の合計欄のとおり、御殿場市が21億2,899万円、小山町が8億4,562万7,000円、計29億7,461万7,000円となりました。

2ページ・3ページをお開きください。

こちらの歳入項別集計表につきましては、款項ごとの内容説明は、後ほど歳入歳出決算事項別明細書によりいたしますので、ここでは一番下の段の計の欄のみについて説明いたします。

当初予算額は35億9,700万円でしたが、補正予算で2億3,400万円を増額いたしました。

継続費及び繰越事業費繰越財源充当額は、富士岡分署建設事業における建設用地取得に係る測量業務委託において、関係地権者との調整等に不測の日時を要し、令和4年度内に完了できなかったため、この事業費318万円余を繰越財源として措置したものです。

これらにより、予算現額の計は38億3,418万円余となりました。また、調定額は38億4,099万円余、収入済額は37億164万円余となりました。また、調定額から収入済額を差し引いた収入未済額は1億3,934万円余となりました。これは、

常備消防費における救助工作車更新整備事業において、半導体不足や社会情勢の影響により年度内の完了が見込めず次年度に繰り越したことから、国庫補助金であります東富士演習場周辺消防施設設置助成事業費補助金及び組合債が収入未済となったことによるものです。

執行率は、対予算が96.5%、対調定は96.4%で、前年度に対しては6.6%の増となりました。

4ページ・5ページをお願いいたします。

こちらの歳出目別集計表につきましても、一番下の段の計の欄についてのみ説明いたします。

予算現額は、歳入と同額の38億3,418万円余です。

支出済額は35億9,452万円余で、翌年度繰越額が1億3,962万円余でしたので、予算現額の計から支出済額及び翌年度繰越額を差し引いた不用額は1億3万円余となりました。

なお、翌年度繰越額における繰越明許費につきましては、先ほど説明いたしました救助工作車更新整備事業を繰り越したことによるものです。

支出済額の予算現額に対する執行率は93.7%で、前年度に対して7.8%の増となりました。

6ページ・7ページをお願いいたします。

こちらの目的別・性質別経費の状況は、歳出を目ごとに性質別に分析したものとなります。

性質別経費の経費の構成比は、消費的経費が82.7%、投資的経費が9.6%、その他の経費が7.7%となりました。

消費的経費のうち人件費は、事務局職員24人、消防職員165人の職員の給料、各種手当、共済費などが主なものです。物件費は、消耗品費、燃料費、施設の管理運営委託や機器の保守点検委託などが主なものです。維持補修費は、施設や機器などの修繕、補修に要した経費です。扶助費は、児童手当です。補助費等は、各種事業の負担金・交付金、建物や自動車などの保険料などが主なものです。

次に、投資的経費ですが、普通建設事業費の補助事業として、常備消防費における高規格救急自動車更新整備事業が該当し、単独事業として、斎場費における火葬炉修繕事業、塵芥処理費におけるごみ焼却施設周辺整備事業、し尿処理費における施設環境整備事業、常備消防費における消防庁舎老朽度調査業務委託や災害対策本部改修等及び小山消防署建設事業が該当しております。

その他の経費のうち公債費は組合債の元金及び利子で、積立金出資金等は職員退職手当基金及び諸施設整備等基金への元金及び運用利子の積立てです。

8 ページ・9 ページをお願いいたします。

こちらは、性質別経費の財源内訳で、9 ページ、財源構成の欄の合計欄のとおり、特定財源は16.4%で、市町の負担金が主たる財源となる一般財源は83.6%となりました。

特定財源の主なものは、廃棄物処理手数料、焼却センター発電売電料及び火葬炉修繕事業や高規格救急自動車更新整備事業等に係る組合債などです。

10 ページ・11 ページをお願いいたします。

こちらの経費別構成状況は、歳出の目ごとに節の区分別の構成状況を一覧にしたものです。

目・節それぞれの構成比を見ますと、目別では塵芥処理費が27.3%、常備消防費が41.4%、節別では12節の焼却センター及び再資源化センターの管理運営委託などの委託料が34.0%と、それぞれ大きな割合を占めています。

12 ページ・13 ページをお願いいたします。

こちらは組合債の目的別現在高で、12 ページに区分ごとの令和4年度末の現在高を示しております。

令和5年度は、斎場施設整備事業に対し5,310万円、ごみ処理施設整備事業に対し2,490万円、し尿処理施設整備事業に対し1,500万円、高規格救急自動車整備事業に対し1,450万円の借入れを行い、1億9,830万円余の元金及び利子を償還したため、令和5年度末現在の残高は14億2,397万円余となり、令和4年度末に比べ8,563万円余の減となりました。

なお、令和5年度末借入件数の合計は、令和4年度より4件増の22件となっております。

次の14ページから26ページまでは、各所属別の事業実績となっておりますので、後ほどの歳入・歳出における説明の中で必要に応じて触れさせていただきますので、こちらでは省略させていただきます。

27 ページをお願いいたします。

こちらは、一般会計の未収入調書です。

記載の2件につきましては、救助工作車更新整備事業を繰り越したことによるものです。

次のページをお願いいたします。

こちらは、一般会計の予算現額と収入済額に500万円以上の収入減が生じた事業の一覧です。

1つ目の2款使用料及び手数料は、可燃ごみの搬入量の減少及び指定ごみ袋の販売数がともに見込みより減少したことによる廃棄物処理手数料の減によるものです。

2つ目の3款国庫支出金、及び3つ目の8款組合債は、救助工作車更新整備事業を繰り越したことによるものです。

次の29ページは、一般会計の予算現額と支出済額に500万円以上の予算残が生じた事業の一覧です。

1つ目の3款1項1目斎場費は、委託料及び備品購入費において、入札差金も含め、見込みより減となったことによるものです。

2つ目の3款2項1目塵芥処理費は、可燃ごみ搬入量の大幅な減少による委託料等の減によるものです。

3つ目の3款2項2目し尿処理費は、国の電気料金激変緩和措置による電気料の減によるものです。

4つ目の4款1項1目常備消防費は、各種手当や共済費が見込みより減となったことによるものです。

次のページをお願いいたします。

こちらは、ごみ焼却施設周辺整備事業の実施状況を一覧としたものです。

次の31ページは、令和5年度に実施した主要事業の実績を一覧としたものです。

以上が、令和5年度決算の概要説明となります。

続きまして、詳細について説明いたします。資料2、令和5年度一般会計歳入歳出決算書を御用意ください。

事項別明細書により歳入から説明いたしますので、決算書の12ページ・13ページをお開きください。

1款分担金及び負担金は、前年度比2億3,094万円余、8.4%の増となりました。負担金の内訳は備考欄のとおりです。なお、先ほど概要で触れました決算附属資料1ページにあります項目別負担割合により算定されております。

2款使用料及び手数料は、前年度比142万円余、0.5%の微減となりました。

1項使用料は、前年度比106万円余、6.9%の増です。告別式場の使用件数が増えたこと及び令和5年度から管外使用料を改定したことが使用料の増額の主な要因です。

1目総務使用料は、行政財産の目的外使用に関する条例の規定に基づく使用料です。

2目衛生使用料は、斎場の火葬炉、告別式場及び霊安室の使用料で、前年度比105万円余、7.5%の増です。

3目消防使用料は、消防署と分署に設置されている自動販売機の設置使用料です。

2項手数料は、前年度比249万円余、1.0%の減です。

1目総務手数料の備考欄、複写手数料は、消防関係の公文書等複写手数料です。

2目衛生手数料1節斎場手数料の備考欄、分骨証明手数料は、斎場で交付した分骨証明書19件分の手数料です。

2節清掃手数料の備考欄、廃棄物処理手数料（焼却）は、指定ごみ袋以外で焼却センターへ自己搬入された焼却ごみの処理手数料です。廃棄物処理手数料（再資源）は、再資源化センターへ自己搬入された粗大ごみ・不燃ごみ等の処理手数料です。廃棄物処理手数料（指定ごみ袋）は、市町民が集積所等に指定ごみ袋を利用して廃棄物を処理する際の手数料です。

令和5年度における可燃ごみの搬入量は、市町の集積所からの収集分は、前年度比599トン余、3.7%減少し、これに伴い、可燃ごみの指定ごみ袋の販売数も減少しました。自己搬入分は、前年度比1トン余、0.2%増加しましたが、事業系の搬入分は、前年度より75トン余、0.7%の減少で、その他を含む全体量では、前年度比740トン余、2.5%の減となっております。また、再資源化センターへの搬入量も減少しており、前年度比72トン余、2.4%の減となっております。

結果といたしまして、廃棄物処理手数料（焼却）は、前年度比0.9%の減、廃棄物処理手数料（再資源）は、前年度比0.6%の減、廃棄物処理手数料（指定ごみ袋）は、前年度比0.9%の減、全体で前年度比0.9%の減となりました。なお、執行率は対予算94.9%でした。

14ページ・15ページをお願いいたします。

3目消防手数料の備考欄、危険物関係申請手数料は、消防法の規定により徴収する手数料です。危険物施設の設置・変更に伴う許可及び完成検査の申請並びに廃止届は、前年度より若干減少し、前年度比36万円余、7.4%の減となりました。煙火消費許可申請手数料は、火薬類取締法の規定による煙火の消費の許可申請に係る手数料で、申請件数は32件と、コロナ禍以前に戻りつつあります。

3款国庫支出金は皆増でした。

1項1目消防費国庫補助金の備考欄、東富士演習場周辺消防施設設置助成事業費補助金は、御殿場消防署に配備する救助工作車の更新に係る補助金で、概要説明の中でも説明いたしましたように、次年度に繰り越したため、全額収入未済となっております。

2目衛生費国庫補助金の備考欄、デジタル田園都市国家構想交付金は、斎場の予約システム導入に対するもので、補助率は2分の1となっております。

4款県支出金は、前年度比914万円余、40.5%の増となりました。

1項県負担金は、前年度比625万円余、99.7%と大幅な減でした。減額の要因は、備考欄に記載の感染症患者等の移送に係る県負担金、これは県から要請があったコロナ陽性者の搬送に係る費用について県が負担するものですが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが令和5年5月8日より「5類感染症」に変更になったことを受け、この負担金が廃止されたため、令和5年度は1件のみの対応となったことによるものです。

2項県補助金は、前年度比1,540万円余、94.4%の増となりました。

1 目消防費県補助金の備考欄、地震・津波対策等減災交付金は、災害対策資機材や感染防止に係る備品の購入等に対して交付される補助金で、補助率は感染防護資機材関連は2分の1、国庫採択事業関連は6分の1、その他は3分の1です。緊急消防援助隊設備整備費補助金は、須走分署の高規格救急自動車の更新に伴う補助金で、補助率は基準額の2分の1です。

5 款財産収入は、前年度比4万円余、34.6%の減となりました。

16 ページ・17 ページをお願いいたします。

6 款繰越金は、前年度比3,973万円余、40.3%の増となりました。

備考欄の事故繰越金は、富士岡分署建設事業における測量業務委託に係るものです。

7 款諸収入は、前年度比6,878万円余、29.6%の減となりました。主な要因は、雑入における焼却センター発電売電料及び再資源化物売却料の減によるものです。

2 項1 目雑入の備考欄、雇用保険料は、再任用職員3人と会計年度任用職員2人分の雇用保険です。私用電気料、電話料は、衛生センターの自動検針器の使用電気料及び斎場の公衆電話使用料です。自動販売機等電気料は、斎場及び消防庁舎の自動販売機の電気料です。公文書公開等写しの交付費用は、4件の公文書公開の申出に対する費用です。環境保全負担金は、焼却センターの焼却灰の資源化処分に伴う特別目的会社である御殿場・小山環境テクノロジーからの負担金です。焼却センター発電売電料は、焼却センターで発電した電気を日立造船株式会社に売電した料金で、前年度比6,851万円余、36.0%の大幅な減となりました。再資源化物売却料は、ごみ再資源化施設に持ち込まれたビン・カン・ペットボトルなどの有価物の売却収入で、前年度比1,131万円余、33.0%と、こちらも大幅な減となりました。これら減額の要因は、ごみ及び資源物の搬入量の減、そして、それぞれの買取単価の変動によるものです。コンテナ洗浄料は、御殿場市の資源物回収コンテナの洗浄に係る御殿場市からの収入です。東名救急業務支弁金は、東名高速道路での救急業務に対して、中日本高速道路株式会社から支払われたものです。静岡県防災ヘリコプター職員派遣市町村助成金は、派遣職員1名に対する助成金です。その他雑入の主なものは、消防大学の研修に対する静岡県市町村振興協会からの助成金、市町村職員共済組合事業に係る事務手数料、公用車や建物修繕に対する全国市有物件災害共済会からの共済金などです。

8 款組合債は、備考欄に記載の事業等に対し財源不足を補うとともに、世代間の公平的な負担を図る観点から借り入れたもので、前年度比4,710万円、78.0%の増となりました。主な要因は、1 項1 目衛生債の1 節斎場債の備考欄、斎場火葬炉修繕事業が増となったことによるものです。

収入未済額につきましては、繰越明許となった救助工作車更新整備事業に対するものです。

なお、組合債全体を通じて、借入利率は最も低いもので0.3%、最も高いものが1.0%での借入れとなりました。

18ページ・19ページをお願いいたします。

9款1項基金繰入金は、前年度比3,000万円、60.0%の減です。

1目基金繰入金の備考欄、職員退職手当基金繰入金は、年度末に死亡退職が生じたことにより、急遽、退職手当基金から繰り入れしたものです。

以上、歳入合計は、調定額の38億4,099万1,230円に対し、収入済額は37億164万9,230円となり、執行率は調定額に対して96.4%となりました。

以上で、歳入全般の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をいたしますので、20ページ・21ページをお開きください。

歳出につきまして、備考欄を中心に御説明いたしますが、人件費、車両管理費及び一般諸経費につきましては、特に必要がある場合を除き、説明を省略させていただきます。なお、備考欄の括弧内の数字は予算現額です。

1款1項1目議会費の執行率は90.7%でした。備考欄2は、元議員への弔慰金に要した経費です。3の①は、袋井市森町広域事務組合の袋井消防庁舎への行政視察に要した経費です。4は、議会会議録作成業務委託などに要した経費です。

2款1項1目一般管理費の執行率は98.8%でした。備考欄1の④は、死亡退職1名、定年前退職者1名分の退職手当と、事務局及び消防職員の児童手当です。⑤は、職員の公務中の災害補償に備えた地方公務員災害補償基金への負担金です。2は、元議員等に対する弔慰金です。3の①は、組合事務室等の維持管理費に係る御殿場市の負担金、及び斎場ほか各施設の建物損害共済の保険料です。

22・23ページをお願いいたします。

4の①は、職員の健康診断のほか、消防職員への麻疹風疹混合ワクチン接種、現場作業に従事する職員の破傷風やB型肝炎の予防接種に要した経費です。②は、職員の永年勤続表彰に要した経費です。③、④、⑥及び⑦は、それぞれ記載の事務に係る御殿場市の負担金です。⑤は、会計年度任用職員に係る静岡県社会保険協会への負担金です。⑧は、職員採用試験等に要した経費です。⑨は、ハラスメント相談員実務研修に係る御殿場市への負担金です。

7は、業務で使用するパソコンや複写機などの借上げ料及びホームページの運用支援や組合例規集の更新などに関する委託料等が主なものです。

8の①と②は、業務で使用しているネットワークシステム等の維持管理に係る御殿場市の負担金です。③は、組合の出納事務に係る御殿場市への負担金です。⑤は、顧問弁護士法律相談に係る御殿場市への負担金です。

なお、職員の死亡退職に伴い、退職手当に不足が生じたため、予備費を3節へ充用いたしました。

3款1項1目斎場費の執行率は93.6%でした。

24・25ページをお願いいたします。

不用額につきましては、委託料及び備品購入費において入札差金も含め、見込みより減となったことによるものです。

備考欄1の①は、4号火葬炉の増設や火葬炉排気ファンの交換修繕などに要した経費です。②は、火葬炉用の灯油代、冷暖房用のプロパンガス代、水道料及び電気代です。③は、火葬等業務委託や斎場予約システム構築業務委託のほか、遺体保冷库の更新や各種設備の保守点検の委託等に要した経費です。

2項1目塵芥処理費の執行率は98.1%でした。

不用額につきましては、可燃ごみ搬入量の大幅な減少による委託料等の減によるものです。

備考欄2の①は、焼却センターの運営維持管理委託やごみ計量受付業務委託等に要した経費です。②は、焼却灰を資源化するに当たり、受入先の自治体である三重県伊賀市及び茨城県鹿島市へ支払った環境保全負担金です。④は、焼却センター周辺地元区である板妻区及び神場区内の道路・水路等の整備事業に対する御殿場市への負担金です。

3の①は、再資源化センターの運営維持管理委託及び小山町分の残渣の小山町最終処分場への運搬業務委託に要した経費です。②は、小型家電類や廃乾電池、廃蛍光管等の処理委託料等です。

4は、指定ごみ袋の調達・配送管理、販売等の業務に要した経費です。

26・27ページをお願いいたします。

2目し尿処理費の執行率は88.6%でした。

不用額につきましては、国の電気料金激変緩和措置により電気料が抑えられたことによるものです。

備考欄2の①は、処理棟、管理棟、井戸設備等に要した電気料です。②は、施設運転技術管理及び夜間機械警備の委託に要した経費です。③は、各種機器の定期的な保守点検・整備等の委託に要した経費です。④は、水質・騒音・振動・臭気等の各測定分析に要した経費です。⑤は、高濃度臭気用生物脱臭ブロー交換修繕、モーター交換修繕など各種機器の修繕及び部品交換に要した経費です。⑥は、施設用地の土地借上げ料です。⑦は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に必要な薬品類等に要した経費です。⑧は、神場地先にある最終処分場水処理施設の維持管理や放流水水質分析、土地借上げ等に要した経費です。⑨は、施設管理用の燃料費、水道料等に要した経費です。⑩は、衛生センター管理棟の土地の所有者からの土地買取り申出に対する用地購入に要した経費です。

以上で、3款までの説明を終わります。

○議長（小林恵美子君）

消防長。

○消防長（外山貴彦君）

4款消防費について説明をいたします。

引き続き、決算書の28・29ページをお願いいたします。

1項1日常備消防費の執行率は90.1%です。

不用額につきましては、共済費の共済組合負担金や需用費のうち、消耗品費、庁舎用光熱水費並びに車両用燃料及び修繕費が主なものであります。

備考欄1は、③の職員165人分の人件費が主なものです。なお、人件費は、常備消防費全体の85.8%でございます。

2の①は、庁舎5か所の清掃管理、環境衛生管理などの業務委託のほか、消防本部庁舎の老朽度調査に要した業務委託料が主なものです。③は、119番を受信する通信指令システムの専用回線や電話・インターネット等の使用に要した経費です。④は、各庁舎の修繕料で、17件の修繕がありました。大きなものは、消防本部事務室内に災害対策本部室を設置するための改修費と、消防本部庁舎のトイレ洋式化に要した修繕費です。

3の②は、管内保育園の幼年消防クラブの育成に係る経費や、広報紙の作成費が主なものです。③は、救急救命士の養成や病院研修等、また救急高度資機材の購入に要した経費です。④は、経常経費である消防指令システムや無線設備の保守委託及びシステム機器の借上げなどに要した経費です。

4の①は、11課程、33人の研修負担金等です。

次のページをお願いします

②は、職員5人分の大型運転免許取得者に対する助成金やドローンの運用開始に向けたドローン操作研修会への受講者5人分の負担金など研修会等への受講に要した経費です。

5は、こちらに記載の2件の派遣職員に係る住居借上げ料などです。

6の②は、須走分署に配備している高規格救急車の更新に要した経費です。なお、予定しておりました御殿場消防署の救助工作車につきましては、社会情勢の影響により年度内での納車が困難であったため、繰越事業といたしました。

7の中で大きなものとして、職員が着用する活動服の更新がございます。より安全性と活動性に優れた製品に仕様変更し、購入した80着は、優先度の高い職員へ貸与いたしました。令和6年度までの2年間で全職員へ配備いたします。また、心肺蘇生法ガイドラインの変更に伴い、救命救急講習会で使用する訓練用AEDを更新いたしました。

8は、全国、関東、県、県東部の各消防長会への負担金です。

予備費充用につきましては、能登半島地震への災害派遣に伴う職員手当として、人件費の8節旅費に176万円余を、また、富士岡分署の救急車に積載の自動心肺蘇生器が故障したため、それを更新するに当たり、消防事業費の17節備品購入費に477万円余をそれぞれ充当しております。

続いて、2目小山消防署建設事業費ですが、執行率は100%です。

備考欄1は、本事業を一括発注方式としたことに伴う年度割額を委託料として小山町に支払ったものです。なお、本事業の財源は、小山町100%でございます。

続いて、3目富士岡分署建設事業費ですが、執行率は99.0%です。

備考欄1は、基本設計策定に要した事務費です。

2は、前年度から繰越しとなっていました建設予定地の分筆測量に要した委託料です。

以上で、4款消防費の説明を終わります。

○議長（小林恵美子君）

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

引き続き、5款以降につきまして御説明いたしますので、32ページ・33ページをお開きください。

5款1項1目元金の執行率は100%でした。

備考欄1の①及び②は、組合債の元金償還に要した経費です。

2目利子の執行率は96.4%でした。

6款1項1目予備費は、令和5年度において緊急な対応が必要となった備考欄記載の科目の事業に充用したものです。充用先の科目で説明をいたしましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

34・35ページをお願いいたします。

以上、歳出合計は、予算現額38億3,418万8,595円に対し、支出済額は35億9,452万877円、翌年度繰越額として繰越明許が1億3,962万8,000円となり、よって不用額は1億3万9,718円となり、支出済額の予算現額に対する執行率は93.7%となりました。

次のページをお願いいたします。

こちらは実質収支に関する調書ですが、冒頭に決算附属資料1ページの一般会計決算概況で同様の説明をしておりますので、ここでは省略させていただきます。

次に、38ページ・39ページをお開きください。

こちらは、公有財産のうち土地及び建物に関する調書になっております。

40ページをお願いいたします。

基金につきましては、職員退職手当基金及び諸施設整備等基金で、前年度末の現在高

は合わせて3億4,538万円余でした。令和5年度は、職員退職手当基金において、1,000万円の元金積立て、及び2,000万円の取崩しを行い、諸施設整備等基金に7,000万円の元金積立てを行いました。また、利子積立てが合わせて8万円余あったため、年度末の現在高は4億546万円余となります。

次の41ページから46ページまでは、30万円以上の物品について掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

以上、認定第1号、令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合歳入歳出決算認定に係る内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（小林恵美子君）

以上で、認定第1号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」当局の説明が終了しました。

○議長（小林恵美子君）

日程第5 議案第11号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました議案第11号につきまして、御説明いたします。

資料5、補正予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条では、歳入歳出予算額にそれぞれ5,000万円を追加し、予算の総額を42億3,900万円とすることを、第2条では、債務負担行為について定めております。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたしますので、18・19ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、決算確定に伴い生じた剰余金から職員退職手当基金に2,000万円、諸施設整備等基金に3,000万円の元金積立てをするものです。職員退職手当基金につきましては、職員の年齢構成にばらつきがあるため、退職手当の年度間の平準化を図るため積立てを行うものです。諸施設整備等基金につきましては、今後、所管施設の大規模な修繕や改修等が必要なことから、その財源確保のために計画的に積立てを行うものです。

今回の積立てにより、基金の積立総額は、職員退職手当基金は3,000万円余、諸施設整備等基金は4億1,000万円余となります。

次に、歳入の内容について御説明いたしますので、ページをお戻りいただき、14・

15ページをお願いいたします。

6款1項1目繰越金につきましては、令和5年度実質収支額1億684万2,000円から、当初予算で計上済みの1,000万円を差し引いた残額9,684万2,000円を増額するものです。

再度ページをお戻りいただき、12・13ページをお開きください。

1款1項1目負担金につきましては、繰越金の精算と歳出の補正の結果、御殿場市3,475万4,000円、小山町1,208万8,000円を、それぞれ減額するものです。

次に、債務負担行為につきまして御説明いたしますので、4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正は、指定ごみ袋調達・配送・保管業務並びに受注及び廃棄物処理手数料等出納管理業務委託について、令和7年度から令和9年度までを期間として、限度額1,600万円の債務負担行為を設定するものです。

以上、議案第11号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番 藺田豊造議員。

○10番（藺田豊造君）

10番 藺田豊造です。私は、債務負担行為の補正、令和6年度補正予算（第1号）4ページ目、第2表の債務負担行為補正についてお伺いいたします。

令和7年度から令和9年度まで限度額1,600万円の追加となっています。

1点目として、出納管理業務委託の内容についてお伺いします。また、3年前の債務負担行為の限度額を1,000万円でしたが、今回限度額が1,600万円に大幅に増大していますので、金額が増大した理由を含め、積算根拠についてお伺いします。

2点目として、今回の債務負担行為を追加した理由について、併せてお伺いします。

以上です。

○議長（小林恵美子君）

資源循環課長。

○資源循環課長（佐藤修一君）

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の指定ごみ袋調達配送保管業務並びに受注及び廃棄物処理手数料等出納管理業務委託についての委託内容につきましては、指定ごみ袋の調達・保管、そして各

販売店からの注文を受け付けて配送し、販売代金の回収を行い、その後販売代金に含まれている廃棄物処理手数料を広域行政組合に入金する一連の業務となっております。

そのうち、出納管理業務委託につきましては、販売店に対しての商品受注と販売代金の集金、そして廃棄物処理手数料を広域行政組合へ入金を行う事務についての業務で、増加の原因につきましては、昨今の社会情勢に伴う物価及び人件費等の上昇によるコストの増加でございます。

次に2点目の今回債務負担を追加した理由につきましては、準備等の都合上、入札予定時期を令和6年10月頃としており、このため令和7年度以降の3年分の予算執行予定分を債務負担する必要がある、最近では物価等の価格変動が激しいので、直近の積算価格を反映させる必要がある、このたびの補正予算計上となりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小林恵美子君）

10番、藺田豊造議員。

○10番（藺田豊造君）

質問します。

せっかく債務負担行為について競争入札を行うということですがけれども、もしも入札に応募しなかった、あるいは1社の入札になった場合には、どのように対応するのかお伺いします。

○議長（小林恵美子君）

資源循環課長。

○資源循環課長（佐藤修一君）

それでは、ただいまの再質問についてお答えいたします。

入札は必ず2社以上の業者を選定して行われます。今回債務負担行為を設定している指定ごみ袋の業務委託に関しましても、前回入札時と同様、業務内容に対応できる2社以上の業者があるため、入札での対応となる見込みです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小林恵美子君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第11号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

日程第6 「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第105条の規定に基づき、お手元の資料6のとおり、当組合議会行政視察のために議員を派遣したいと思います。

なお、日程の変更等の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（小林恵美子君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（小林恵美子君）

この際、本席より諸般の連絡をいたします。

来る10月11日午後1時30分から9月定例会を再開いたしますので、定刻までに議場に御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 2 2 分 散会

第 2 日

令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会会議録(第2号)

令和6年10月11日(金曜日)

○議事日程

令和6年10月11日 午後1時30分 開議

日程第1 認定第1号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 林 義 浩 君	2番 川 上 秀 範 君
3番 田 代 耕 一 君	5番 勝間田 幹 也 君
6番 石 原 和 美 君	7番 牧 野 惠 一 君
8番 永 井 誠 一 君	10番 藺 田 豊 造 君
11番 神 野 義 孝 君	12番 臼 井 光 昭 君
13番 小 林 恵美子 君	14番 鈴 木 豊 君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

管 理 者	勝 又 正 美 君
副 管 理 者	込 山 正 秀 君
副 管 理 者	田 代 明 人 君
会 計 管 理 者	勝間田 守 正 君
事 務 局 長	鎌 野 武 君
消 防 長	外 山 貴 彦 君
庶 務 課 長	梶 茂 樹 君
庶 務 課 技 監	池 田 浩 一 君
事務局次長兼資源循環課長	佐 藤 修 一 君
事務局次長兼衛生センター所長	三 輪 徹 君
消防次長兼消防総務課長	芹 澤 良 信 君
予 防 課 長	伊 倉 博 一 君
警 防 課 長	三改木 辰 也 君
通 信 指 令 課 長	小 澤 秀 宗 君
救 急 課 長	井 上 博 昭 君
御 殿 場 消 防 署 長	野 木 幹 雅 君
小 山 消 防 署 長	杉 本 敏 行 君

御 殿 場 市 副 市 長	良 知 淳 子 君
御 殿 場 市 企 画 戦 略 部 長	沓 間 信 幸 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	小 林 和 樹 君
御 殿 場 市 環 境 市 民 部 長	井 上 史 代 君
小 山 町 副 町 長	室 伏 博 行 君
小 山 町 企 画 総 務 部 長	長 田 忠 典 君
小 山 町 く ら し 環 境 課 長	鈴 木 新 一 君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	加 藤 貴 大
庶務課総務スタッフ主幹	竹 内 み ず ほ
庶務課総務スタッフ主任	勝 又 良 太
庶務課総務スタッフ副主任	曾 根 綾 乃

○議長（小林恵美子君）

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

午後1時30分 開議

○議長（小林恵美子君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（小林恵美子君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第2号）及び参考資料として令和5年度決算質疑区分一覧表、以上でありますので御確認ください。

○議長（小林恵美子君）

日程第1 認定第1号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、過般の本会議において説明がなされておりますので、内容説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する内容説明は省略し、ただちに質疑に入ります。

まず、歳入について質疑ありませんか。

10番 藺田豊造議員。

○10番（藺田豊造君）

10番 藺田豊造です。令和5年度一般会計歳入歳出決算書の40ページ、財産に関する調書についてお伺いします。

まず、1点目として、職員退職手当基金の年度末残高は、1,096万729円であり、この預金利子は2,227円で、0.0203%であります。前年度の末の残高は2,095万8,502円であります。利子は2万3,408円で、0.1116%であります。要するに減額しているということだね。利子の減額変動について、理由をまずお伺いします。

2点目として、諸施設整備等基金についてお伺いします。令和4年度末現在高は、3億2,422万2,433円であり、利子は10万1,917円で、0.0314%であります。今年度は7,000万円増額、3億9,450万2,139円であり、利子分は7万9,706円で0.0202%であります。この利子の減額理由、また、この基金には、し尿処理施設建設目的の基金が含まれているのか、お伺いします。その基金は幾らか。

3点目として、現在の基金の運用はどのように行われているか。どのような観点から行われているか、国債や地方債へ移行することも考えたほうがよいと思いますが、当局の考え方を伺います。小さなこととも思いますが、財政運営の基本と考えて取り組んでください。

以上です。

○議長（小林恵美子君）

庶務課長。

○庶務課長（梶 茂樹君）

それでは、ただいまの御質疑につきまして、順次お答えをいたします。

まず、1点目の職員退職手当基金の利子が減額変動した理由についてです。

職員の退職手当基金の利子が減少した要因は2点ございまして、定期預金の利率が約0.02%下落したことと、年度当初の元金が約2,000万円減少したことによるものでございます。

続きまして、2点目の諸施設整備等基金の利子が減額変動した理由、し尿処理施設建設目的の基金の金額についてです。

諸施設整備等基金の利子が減少した要因は、定期預金の利率が約0.01%下落したことによるものです。

なお、令和5年9月補正で年度途中で7,000万円を積み立てたことにより元金が増加しておりますが、この部分につきましては、期間が154日間と短期間だったことをごさいますて、利率は0.003%で、ごく僅かな利子収入となりました。

また、諸施設整備等基金は、し尿処理施設の建設をはじめ、各施設の整備に充てることを目的としております。このため、施設や目的別の金額は特に定めておりません。

最後に、3点目の基金の運用についてでございます。

基金の運用につきましては、各基金の条例で定める規定に基づき、最も確実な方法と考える金融機関への預金で運用しております。また、基金につきましては、計画に基づいた取り崩し以外に、突発的な事案が生じた際の取り崩しも想定されるところでございます。いずれにいたしましても、議員御指摘の国債等の運用に関しましては、近隣自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小林恵美子君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出について、質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて歳出の質疑を終結いたします。

次に、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

10番 藺田豊造議員。

○10番（藺田豊造君）

10番 藺田豊造です。令和5年度決算附属資料の12ページ、組合債の目的別現在高についてお伺いします。

1点目として、起債の残高は前年より8,563万2,000円余の減額となっております。また、起債件数が4件増加して22件となっております。併せて、この理由をお答えください。

2点目として、全体4項目の債務目的が全て整備事業債となっております。それぞれの

起債の名称と、どのように使い分けているか、用途についてお伺いします。

3点目として、現在の国庫や銀行等による起債の内訳と利息、また、償還期限についてもお伺いします。

以上です。

○議長（小林恵美子君）

庶務課長。

○庶務課長（梶 茂樹君）

それでは、ただいまの御質疑につきまして、順次お答えいたします。

まず1点目の組合債の残高および件数の増減理由についてでございます。

令和5年度に新たに借入れをいたしました組合債は5件でございます。これに対しまして、令和5年度に償還が完了した組合債は、平成23年度に借入れをいたしました高規格救急自動車更新事業の1件です。これに伴い、借入れ件数の総数は差引き4件の増となりました。

このように、組合債の総数は増加をいたしました。が、残高が令和4年度に比べて減少した要因といたしまして、令和5年度に元利償還をいたしました額1億9,830万円余に対し、新たに借入れをいたしました額が1億750万円と少なかったためであり、総数の増減と残高の増減が必ずしも連動するものとはなっておりません。

続きまして、2点目の組合債の名称、使い分けおよび用途についてでございます。

決算附属資料12ページにございます組合債の区分の名称は、施設ごとに仕分けるため便宜的に付けた名称となっております。

なお、令和5年度に活用した地方債は、公共施設等適正管理推進事業債、地方道路等整備事業債、公共用地先行取得等事業債、消防・防災施設整備事業債、一般事業債であり、事業の内容によりまして活用可能な地方債の中から充当率が高いものを選択しております。

最後に、3点目の現在の組合債の内訳、利息、償還期限についてでございます。

令和5年度に借入れをいたしました組合債を借入先別で申し上げますと、静岡県市町村振興協会から借入れた900万円は利率0.3%、償還期間12年です。静岡県市町村職員共済組合から借入れをいたしました1,450万円は利率0.5%、償還期間10年でございます。沼津信用金庫御殿場営業部から借入れた8,400万円は利率1.0%、償還期間12年となっております。いずれも据置期間を2年としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小林恵美子君）

ほかに質疑ありませんか。

11番 神野義孝議員。

○11番（神野義孝君）

11番 神野義孝です。私は、救急活動の現状等について、お伺いいたします。常備消防費、決算附属資料25ページ、救急出動状況によると、令和5年度の搬送人員は4,988人と令和4年度より318人増加しています。要因はさまざまあると思いますが、救急需要の増加を背景に全国各地で救急搬送時間の延伸が問題となっています。特に、新型コロナウイルス感染症が流行した令和4年度は、救急患者の搬送先がなかなか決まらず、長時間現場に滞在することによる救急搬送時間の延伸が社会問題となりました。令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、その影響が低下したと思われませんが、管内の救急活動の現状と今後の対応の方向性についてお伺いいたします。

○議長（小林恵美子君）

救急課長。

○救急課長（井上博昭君）

それでは、ただいまの質疑にお答えいたします。

現状の救急活動において、救急隊は傷病者を観察した結果、当該傷病者に適した医療機関の中から、最も搬送時間の短い医療機関への搬送を基本としつつ、救急当番や、かかりつけの有無を考慮しながら搬送先の選定を行っています。

これらの活動を救急隊は迅速に実施しておりますが、搬送先がすぐに決まらないケースも存在します。新型コロナウイルス感染症が流行する前の平成30年の平均現場滞在時間は16.4分で感染が拡大した令和4年は21.5分、令和5年は21分と令和4年と比較し若干の減少となっています。

また、搬送先医療機関決定までの時間が30分以上かかった事案は、平成30年は、12件で全体の0.2%、令和4年が94件で1.8%と大幅に増えましたが、5類に引き下げられた令和5年は、59件で1.1%と令和4年と比較しても35件減少しております。

とはいえ、新型コロナウイルス感染症が完全終息したわけではなく、依然として感染者が確認されていることから、発熱を伴う傷病者の受け入れには消極的な傾向が見られ、このことも搬送先医療機関決定の遅延につながり、救急搬送時間の延伸の一因にもなっています。

加えて、走行距離や走行時間が延伸する管外搬送の増加のほか、東名高速道路の出動件数の増加も救急搬送時間延伸の重要な要因です。

このような状況を踏まえ、更なる救急需要に対応するため、今年度実施する救急車更新に伴う旧車両を非常用救急車として有効活用し、来年4月からは2台の非常用救急車を含め8台の救急車を保有することにより、救急隊が地域に不在となる救急空白地域や

空白時間を生じないような体制を構築します。併せて、救急車に搭乗する救急救命士の増員も計画し、救急需要の増大に向けた取り組みを進めているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と神野義孝君)

○議長(小林恵美子君)

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(小林恵美子君)

質疑なしと認めます。

これにて歳入歳出全般の質疑を終結いたします。

以上で、認定第1号に対する質疑を終結いたします。

○議長(小林恵美子君)

これより、討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(小林恵美子君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(小林恵美子君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長(小林恵美子君)

これより、認定第1号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小林恵美子君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

○議長(小林恵美子君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 小 林 恵美子

署名議員 神 野 義 孝

署名議員 白 井 光 昭